

事業設計書		設計年月日	令和7年12月26日		
所属部課名		環境部 廃棄物対策課			
部長	課長	補佐	主査	担当	設計者
事業名称		廃棄物処理施設関連道路清掃業務委託			
事業場所		和名ヶ谷クリーンセンター 他3か所	履行期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	
事業年度		令和 8 年度			
事業価格		単価の合計			円
ごみ処分費		1kg 16円を除く			
設計概要					

第 1 号 内訳表

路面清掃作業

塵埃量 0.1m³/km以上 0.2m³/km未満

1作業

名称	規格	単位	数量	単 価	金 額	摘要
路面清掃作業(4施設周辺)						
和名ヶ谷クリーンセンター・日暮クリーンセンター・東部クリーンセンター周辺	塵埃量 0.1m ³ /km以上 0.2m ³ /km未満	回	1			第1号 単価表参照 53.875%
旧クリーンセンター周辺	塵埃量 0.1m ³ /km以上 0.2m ³ /km未満	回	1			第1号 単価表参照 17.525%
路面清掃作業(和名ヶ谷クリーンセンター周辺)						
和名ヶ谷クリーンセンター周辺	塵埃量 0.1m ³ /km以上 0.2m ³ /km未満	回	1			第2号 単価表参照 28.600%
計						計 100.000%

第 1 号 単価表

路面清掃作業(4施設周辺)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
路面清掃作業		km	11			第3号単価表参照
諸雜費		式	1			
諸経費		式	1			
計						
和名ヶ谷クリーンセンタ・日暮クリーンセンタ・東部クリーンセンター周辺	4施設のうち3施設（和名ヶ谷クリーンセンター・日暮クリーンセンター・東部クリーンセンター周辺）	式	1			8.3km/11km
旧クリーンセンター周辺	4施設のうち1施設（旧クリーンセンター周辺）	式	1			2.7km/11km

第 2 号 単価表

路面清掃作業(和名ヶ谷クリーンセンター周辺)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
路面清掃作業		km	4.4			第4号単価表参照
諸雜費		式	1			
諸経費		式	1			
計						

第 3 号 単価表

路面清掃作業(4施設周辺)

塵埃量 0.1m³/km以上 0.2m³/km未満

1km当たり

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
世話役		人				
普通作業員		人				
路面清掃車運転		時間				第5号単価表参照
計	1km 当り					

第 4 号 単価表

路面清掃作業(和名ヶ谷クリーンセンター周辺) 塵埃量 0.1m³/km以上 0.2m³/km未満

1km当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
世話役		人				
普通作業員		人				
路面清掃車運転		時間				第5号単価表参照
計	1km 当り					

第 5 号 単価表 路面清掃車運転

1 時間 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手 (一般)		人				
軽作業員		人				
軽油	1. 2号	L				
路面清掃車[真空式]	ホッパ容量 5.5m ³	時間				
計	1時間当たり					

廃棄物処理施設関連道路清掃業務委託 仕様書

1 事業目的

和名ヶ谷クリーンセンター・日暮クリーンセンター・東部クリーンセンター・旧クリーンセンター周辺道路の、廃棄物等の飛散による汚れを除去し、悪臭等を防止することを目的とする。

2 事業場所

和名ヶ谷クリーンセンター他3か所

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 事業内容

真空吸引式路面清掃車を用いて市内の上記4施設に関する道路（車道及び側溝）の清掃を行う。

実施箇所は別紙「廃棄物処理施設関連道路清掃経路表」によるものとするが、松戸市が変更する必要性を認めた場合はその指示に従うものとする。

5 業務詳細

- (1) 作業速度は時速7km以下で行うものとすること。
- (2) 作業にあたっては、充分散水を行うこと。
- (3) 清掃により発生した一般廃棄物は、松戸市の指定した場所で計量後、松戸市の指定場所（原則として、和名ヶ谷クリーンセンター）へ搬入すること。
- (4) 清掃作業開始時にタコグラフチャートをセットして業務を行うこと。
- (5) 業務中に道路の陥没及び安全施設等の破損を発見した場合は、速やかに松戸市に報告すること。
- (6) 雨天の場合は清掃作業を実施しないものとするが、出発時疑義が生じた場合は松戸市と協議して定めることとする。

6 留意事項

- (1) 本業務は一般的な道路清掃とは異なり、上記の事業目的に沿って実施するため、道路の幅員や汚れの状況に応じて作業をすること。
- (2) 業務実施にあたり、常に交通事故の防止に努めるとともに、市民及び通行車両等に不都合が生じないよう充分配慮すること。
- (3) 業務中、事故等により第三者に損害を与えた場合、及び施設等に損害を与えた場合は、全て受託者において処理すること。
- (4) 業務中に事故が発生した場合、早急に万全な措置を講じ、市に連絡するとともに、速やかに事故報告書を松戸市に提出すること。
- (5) 本業務に使用する車両の車検証の写しを提出すること。
- (6) 本業務に従事する者の名簿を提出すること。
- (7) 作業実施にあたっては、道路使用許可条件及び騒音規制法（昭和四十三年六月十

日法律第九十八号)・振動規制法(昭和五十一年六月十日法律第六十四号)等の公害防止法令に定める規制基準を遵守すること。

(8) 美観上、必要と認められる作業については乙の負担にて実施するものとする。

7 業務実施日等

- (1) 業務実施日については、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく休日(12月31日、1月2日及び3日を除く週3日を原則として市と協議を行い決定する)。
- (2) 週3日の作業のうち、1日は4施設周辺(和名ヶ谷クリーンセンター・日暮クリーンセンター・東部クリーンセンター・旧クリーンセンター各周辺)の業務とする。ただし、実施月が5月・11月・12月については週2日実施することもある。
- (3) 和名ヶ谷クリーンセンター周辺についての業務は、原則として4施設周辺の業務の実施回数に追加して、合計週3日となるように実施すること。
- (4) 作業は午前9時から開始し、和名ヶ谷クリーンセンターの搬入時間である午後4時30分までに一般廃棄物の搬入を完了させるものとする。

8 業務報告等

業務を実施するにあたり、作業日報を作成するものとする。

当月分の作業実績を取りまとめ、市が定める様式に従って報告書を作成し提出すること。なお、報告書において、「塵芥重量」の記載については各施設の路面清掃の総走行距離11kmに対する割合(3センター分8.3km(75.5%)、旧クリーンセンター分2.7km(24.5%))を塵芥重量に按分した数値を記載すること。また(一部)完了届と併せて提出する報告書には作業日報・計量伝票の写し・タコグラフチャート・清掃状況の写真を提出するものとする。

9 年間予定数量等

年間予定回数

- ・4施設周辺:58回
- ・和名ヶ谷クリーンセンター周辺:87回

一般廃棄物搬入量:13,000kg

ただし、降雨等の状況により増減する可能性がある。

10 一般廃棄物処理手数料

清掃により発生した一般廃棄物の処理手数料は、1kgあたり16.0円を受託者が支払い、計量伝票をもって松戸市が負担するものとする。

ただし、搬入する一般廃棄物が20kg以下の場合については、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第39条別表1備考1により20kgとして算定されるため、20kg分の手数料を支払い、その旨を(一部)完了届に記載して松戸市に請求するものとする。

11 その他

本仕様書及び契約書について疑義が生じた場合については、協議して定めるものとする。

廃棄物処理施設関連道路清掃経路表

作業場所等の指定

1 4施設周辺を実施する場合

旧クリーンセンター周辺 → 日暮クリーンセンター周辺

→ 東部クリーンセンター周辺 → 和名ヶ谷クリーンセンター周辺

→ 市の指定した施設で収集した廃棄物を計量・搬入
(原則として、和名ヶ谷クリーンセンター)

2 和名ヶ谷クリーンセンター周辺のみを実施する場合

和名ヶ谷クリーンセンター周辺

→ 市の指定した施設で収集した廃棄物を計量・搬入
(原則として、和名ヶ谷クリーンセンター)

廃棄物処理施設関連道路清掃業務委託報告書

令和 年 月

松戸市長

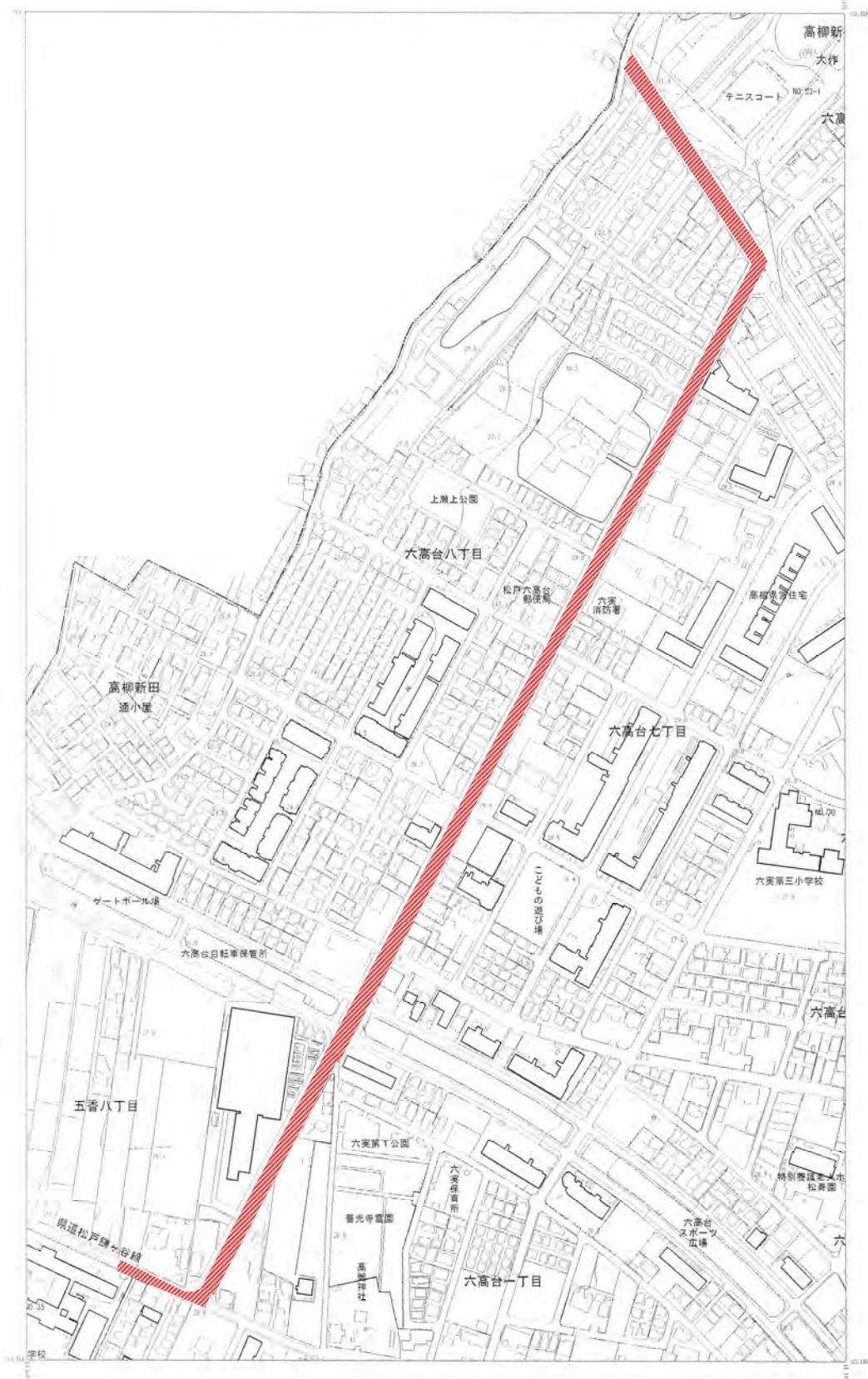
住 所
会 社 名
代 表 者

令和 年 月分に実施した業務内容を下記のとおり報告致します。

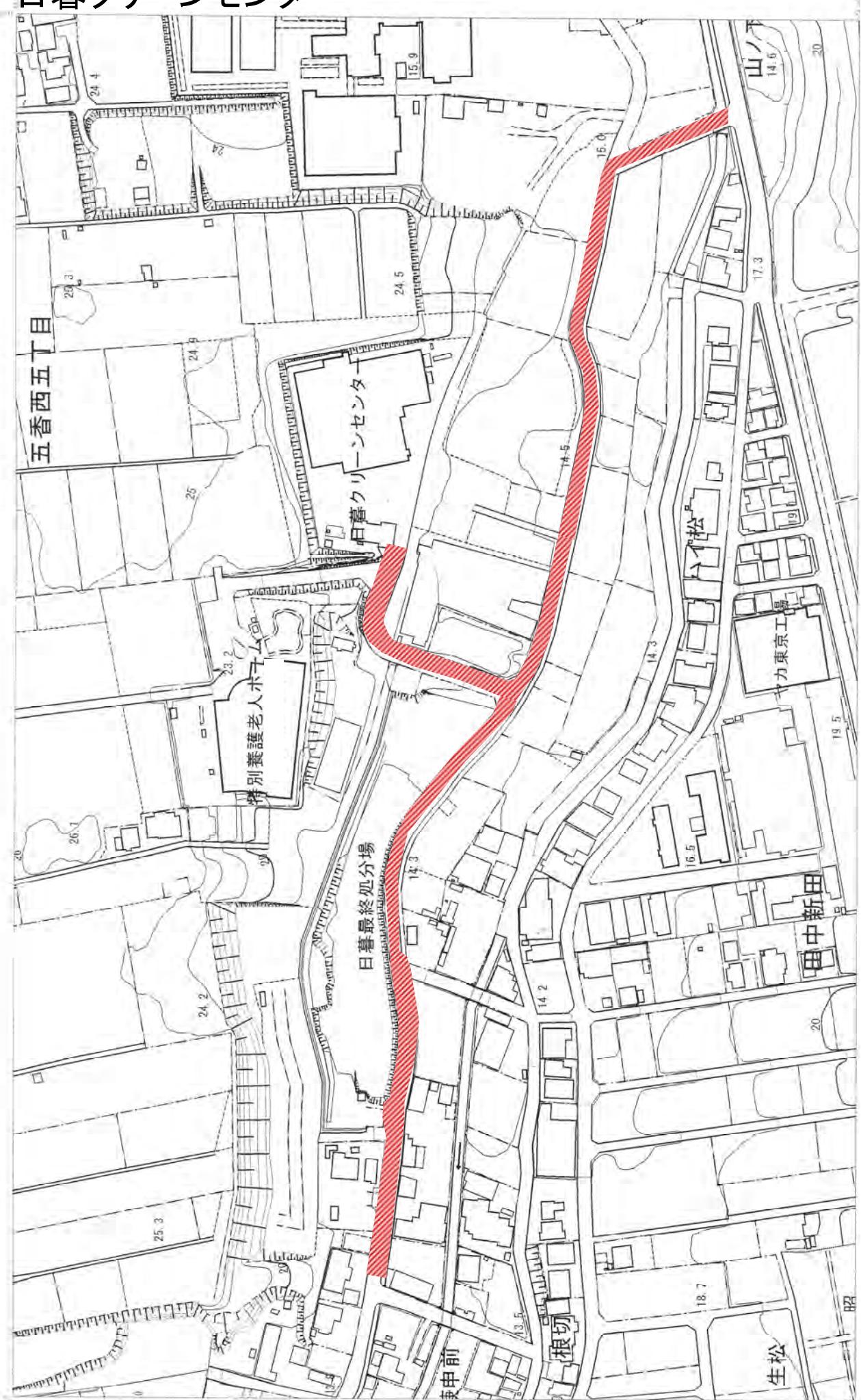
日	曜日	清掃回数			塵芥重量 (kg)			備 考
		WCC 周辺	3センター 周辺	旧CC 周辺	総量 (計量伝票)	WCC分 (75.5%)	3センター分 (24.5%)	
1					-	-	-	
2					-	-	-	
3					-	-	-	
4					-	-	-	
5					-	-	-	
6					-	-	-	
7					-	-	-	
8					-	-	-	
9					-	-	-	
10					-	-	-	
11					-	-	-	
12					-	-	-	
13					-	-	-	
14					-	-	-	
15					-	-	-	
16					-	-	-	
17					-	-	-	
18					-	-	-	
19					-	-	-	
20					-	-	-	
21					-	-	-	
22					-	-	-	
23					-	-	-	
24					-	-	-	
25					-	-	-	
26					-	-	-	
27					-	-	-	
28					-	-	-	
29					-	-	-	
30					-	-	-	
31					-	-	-	
合計								

※処理場への一回運搬あたりの重量が20kg未満の場合、20kgとして計上する。

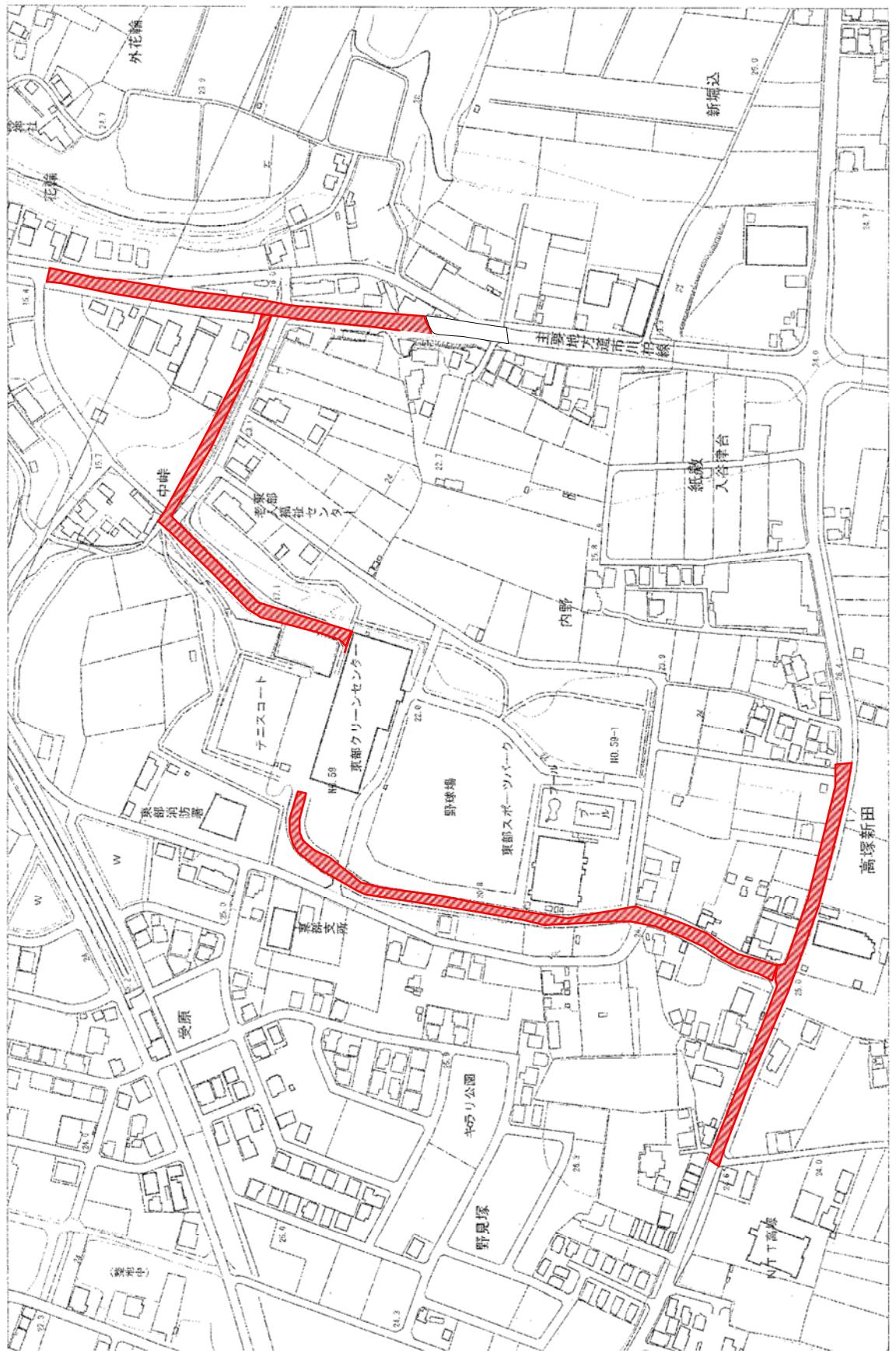
旧クリーンセンター



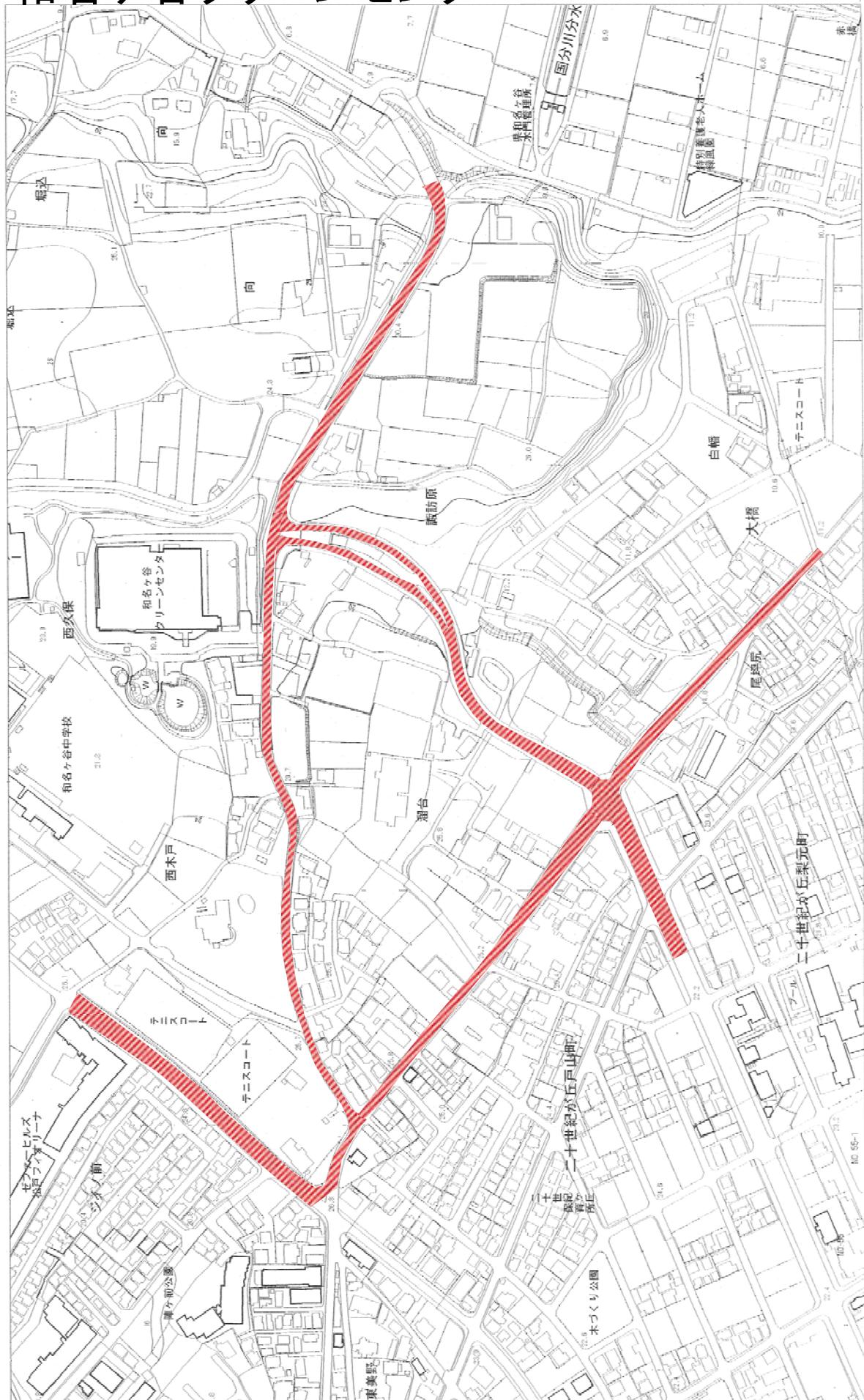
日暮クリーンセンター



東部クリーンセンター



和名ヶ谷クリーンセンター



令和8年度 廃棄物処理施設関連道路清掃業務委託 予定表

令和	月	回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
4	4施設	4	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木							
		8		●						●							●						●																
	4施設	7	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日						
		4							●							●		●				●			●														
	4施設	4	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火							
		9	●			●			●							●		●			●			●															
	4施設	5	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金						
		8		●					●							●			●			●			●														
	4施設	4	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月						
		9		●			●			●						●			●			●			●														
	4施設	5	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水							
		6			●			●			●					●			●			●			●														
	4施設	4	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土						
		8	●			●			●			●				●			●			●			●														
	4施設	6	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月							
		6		●			●			●			●				●			●			●			●													
	4施設	6	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木						
		6		●			●			●			●				●			●			●			●													
	4施設	4	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土						
		8	●			●			●			●				●			●			●			●														
	4施設	6	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月							
		6		●			●			●			●				●			●			●			●													
	4施設	6	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木						
		6		●			●			●			●				●			●			●			●													
	4施設	1	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日						
		4					●									●						●																	
	4施設	7	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月								
		8	●			●			●			●				●			●			●			●														
	4施設	4	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月								
		8		●			●			●			●				●			●			●			●													
	4施設	5	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水						
		8		●			●			●			●				●			●			●			●													
	4施設	2	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月								
		4		●			●			●			●				●			●			●			●													
	4施設	8	●			●			●			●				●			●			●			●														
		5	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水						
	4施設	8	●			●			●			●				●			●			●			●														
		8	●			●			●			●				●			●			●			●														

4施設

58

● 作業日

和名ケ谷クリーンセンター周辺のみ

87

合計

145

4施設(和名ケ谷クリーンセンター・日暮クリーンセンター・東部クリーンセンター・旧クリーンセンター)周辺は、原則週1回。ただし、5月、11月、12月は週2回実施することもある。

和名ケ谷クリーンセンター周辺については、原則週3回実施する。